

■1.はじめに

危険場所で使用する電気機械器具は、わが国の次の法律、規則、規格等に基づいて設計、製作され合格したものでないと使用してはならないと定められています。

- (1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
第42条(譲渡等の制限)
第44条(型式検定)
- (2) 労働安全規則(平成20年省令32号)
第27条(規格に適合した機械等の使用)
第280条(爆発の危険のある場所で使用する電気機器器具)
- (3) 機械等検定規則(平成15年省令175号)
第6条(新規検定の申請)
第8条(型式検定の基準)
第14条(型式検定合格標章)
- (4) 電気機械器具防爆構造規格(平成20年告示第88号)
(略称:構造規格)

上記項目を要約すると、下記ようになります。

- (法律) 労働安全衛生法
- (省令) 労働安全衛生規則
- (省令) 機械等検定規則
- (告示) 電気機械器具防爆構造規格
- (通達) ガス防爆構造に係る国際基準等に準ずる技術的基準

当社は長年の経験を活かして設計、製作、防爆検定品の生産を主力としております。

■2.国際規格に対する対応

次の国際規格に対して対応しております。

- (1) EU加盟国(ATEX)
- (2) 韓国(KTL)
- (3) 中国(CQM、ベッセル、バンドルはML規格に対応します)

■3.危険場所

工場・事業所で可燃性ガス・引火性液体を取り扱っていて、それらが工程中または作業中に放出・漏洩されると、空気と混合して爆発性雰囲気を形成する、爆発性雰囲気の量が無視できないほど多く存在し、また同時にそこに着火源としての電気設備が存在していて、爆発事故を生じる可能性のある場所を危険場所と呼びます。

■4.危険場所の分類と目的

危険場所は、その危険性の度合い(可燃性ガス・引火性液体の放出・漏洩の頻度及び爆発雰囲気存在時間)によって、次の三つに分類するのが国際的な習わしであります。

- (1) 0種場所: 爆発性雰囲気が連続して存在するか、または長時間存在する場所。
- (2) 1種場所: 爆発性雰囲気が正常状態で存在する場所。
- (3) 2種場所: 爆発性雰囲気が正常状態で存在することはないがたとえ存在しても短時間しか存在しない場所。

危険場所での電熱器の使用はわが国の法に定められた防爆規格に合格製品を使用しなくてはなりません。

当社はどのような危険場所でも使用出来るヒータを用意しています。